

# 区政Now! (令和2年6月号)

「区政は区民を幸せにするシステムである」・・・西川太一郎

発行：荒川区

くわがまち



新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き中、医療従事者をはじめ、様々な現場で社会を支えていただいている皆さまに敬意を表し、お礼申し上げます。

区では、4月7日に「緊急事態宣言」が発令されて以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取り組みを進めてまいりました。改めまして、区民、事業者の皆さまに、外出の自粛や営業の自粛・縮小等、多大なご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

5月に開会された区議会開会会議及び緊急会議において、合計で約25億円を超えた新型コロナウイルス感染症対策費を、可決いただきました。今回は、感染症予防のための様々な取り組みについて、ご紹介いたします。

緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルスが危険なウイルスであることには変わりません。区民の皆さまには、今後も気を緩めることなく、感染拡大防止のためのご協力とご理解をお願い申し上げます。

## ● 地域医療体制を強化します。

- ◇ かかりつけ医が検査の必要があると判断した場合に、迅速に検査が受けられるよう、荒川区医師会の全面協力のもと、PCRセンターを開設しました。
- ◇ 区民の皆さまが安心して、受診・治療できる体制を確保するため、医療機関の環境整備に対する補助を実施します。また、新たに感染の疑いのある患者の治療にあたる医療従事者に応援給付金を支給します。
- ◇ 軽症の陽性患者のうち、やむを得ない理由で自宅療養をしている方に対し、区の保健師、看護師によるきめ細やかな健康管理として、回復時の職場復帰に対する不安解消の相談を行っております。その他、生活必需品の配達など、必要に応じた支援を行います。
- ◇ マスク、防護服等の必要な衛生資機材を、医療機関に提供します。

## ● 介護・障害福祉サービス等の提供体制を強化します。

- ◇ 介護・障害福祉のサービスを、継続的に提供している職員及び事業者に対して、応援給付金を支給します。また、感染している可能性がある方などに、介護・障害福祉サービスを提供した事業所の職員を対象に、特別手当を支給します。
- ◇ マスクやガウン等の衛生資機材ほか、飛沫防止用パネルやクリーンパーテーション設置など環境整備の補助を実施します。



予防キットのガウン

## ● 子育て世帯への臨時応援給付事業として1万円分のクオカードを支給します。

- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大予防として、保育園や幼稚園、学校等が休園・休校になっていたことや、外出自粛等の影響を受け、自宅で過ごす時間が増加したことなどの理由から、子育て世帯の光熱水費や食費の負担が増えている状況となっています。
- ◇ こうした経済的負担が増加していることを踏まえ、区内で児童手当（特例給付を除く）を受けている世帯に、迅速に給付できるよう、対象児童1人1万円のクオカードを支給します。また、ひとり親家庭など児童育成手当を受けている世帯を対象に、加えて1万円のクオカードを支給します。区独自での、子育て世帯への給付は、23区では初めてとなります。

主な事業

## 荒川区の子どもたちの家庭学習を全力でサポートします

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休校や分散登校が続いた場合にも、児童生徒が自宅においてもしっかりと学習できるよう、ICT 環境の整備支援を行います。

具体的には、区立小中学校の児童生徒全員がタブレットパソコンを一台ずつ自宅に持ち帰り、各家庭でデジタルドリル等の教材を使って学習が進められる体制を整えます。



オンラインホームルームの様子

また、ビデオ会議ソフトを活用し、臨時休校期間中であっても、各教員が児童生徒の健康状況や学習の進捗状況を確認します。更に、教育センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため心理専門相談員や福祉専門相談員による相談を電話のみとしていましたが、ビデオ通話によるオンラインでの相談も新たに始めました。

## 各種助成金・給付金申請支援総合窓口を開設します。

中小企業、NPO 法人等を対象に、コロナ関係の各種助成金の申請手続きをきめ細やかに支援するため、専門家による総合相談窓口を開設します。開設期間は6月1日から令和3年1月末まで、受付時間は平日午前10時から午後4時まで、場所は区役所本庁舎6階産業経済部会議室です。

窓口には中小企業診断士、税理士、社会保険労務士の専門家が5名常駐し、国の持続化給付金、雇用調整助成金、都の感染拡大防止協力金、現在国で準備中の事業者への家賃補助制度等の申請手続きを支援します。



総合窓口の様子

## 自宅で快適に過ごすために、省エネ型エアコンの購入・買い替え費用の一部を助成します。

区では、平成23年度より、夏季において公共施設を「避暑地」として利用して涼んで頂く「街なか避暑地」事業を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、この夏は実施を見合わせ、省エネ型エアコンの購入・買い替えに係る費用の一部を助成します。

この事業は、省エネ効果の高いエアコンの購入・買い替えを支援することで、家庭からの二酸化炭素排出量を削減するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大や在宅中の熱中症を予防することを目的としています。

対象者は、令和2年5月1日時点で荒川区に住民票があり、区内の自宅にエアコンを設置する方のうち、特別区民税・都民税の滞納がない方です。対象機器は、統一省エネラベル4つ星以上で、令和2年5月1日から8月31日までの間に購入した新品のエアコンに限ります。